

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日起きる翌日が休日は、その翌日)

鳥取県告示第百三十七号

鳥取県税条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）第百三十九条の三第一項の規定に基づき、次のとおり軽油引取税に係る特約業者を指定したので、告示する。

平成八年三月十二日

目次

- ◇告示 軽油引取税に係る特約業者の指定（税務課）
- 字の区域の変更（二件）（市町村振興課）
- 土地利用基本計画の変更（地域振興課）
- 人口動態特別調査要綱（統計課）
- 家畜のブルセラ病検査等の実施（畜産課）
- 牛のブルセラ病検査等の実施（々々）
- 土地改良法による換地処分（二件）（農村整備課）
- 開発行為に関する工事の完了（二件）（都市計画課）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（々々）
- 建築基準法に基づく建築協定の認可（建築課）
- 遊技機の型式の検定（生活安全企画課）
- 公 告 獣銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）
- 入札公告 一般競争入札の実施（病院局総務課）
- 雑 報 環境影響評価準備書の縦覧（環境政策課）

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	指定期年月日
有限会社 中山石油 代表取締役 中山政一	鳥取市扇町一四九	平成八年三月一日

鳥取県告示百三十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倭地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西尾邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域（平成七年十二月一日現在の地番による。）
大字倭字オノ木山	大字倭字オノ木山のうち五七、六一から六三までと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字倭字オノ木	大字倭字オノ木山五七、六一から六三までと一体をなす国有地の一部
大字倭字オノ木西四三と一体をなす国有地の一部	大字倭字オノ木のうち六四の一の一部、六五の一の一部、六六の一の一部、七一の一の一部、七二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六九から七二まで、七四から七六まで、七六五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字法勝寺字上田下モ山八七六の一の一部	大字倭字屋敷のうち九三の一の一部、一〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九、一一〇と一体をなす国有地以外の区域
大字倭字屋敷九三の一の一部、一〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九、一一〇と一体をなす国有地	大字倭字屋敷九三の一の一部、一〇九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇九、一一〇と一体をなす国有地
大字倭字宮前の全域	大字倭字宮前
大字倭字シャウ田のうち二〇六の一、二〇七の一、二〇七の三、二〇七の四、二〇七の七から二〇七の九まで、二一一の一、二一一の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	大字倭字シャウ田のうち二〇六の一、二〇七の一、二〇七の三、二〇七の四、二〇七の七から二〇七の九まで、二一一の一、二一一の三と一体をなす国有地の一部
大字倭字シャウ田二〇六の一、二〇七の一、二〇七の三、二〇七の四、二〇七の七から二〇七の九まで、二一一の一、二一一の三と一体をなす国有地の一部	大字倭字古川のうち二二三の一の一部、二二三の二の一部以外の区域
大字倭字茶屋ノ前三三四の五と一体をなす国有地の一部	大字倭字茶屋ノ前三三四の五と一体をなす国有地の一部

		大字倭字茶屋ノ前
		大字倭字茶屋ノ前のうち三三五の三の一部、三三六の一の一部、三
		三六の五の一部以外の区域並びに三三四の五と一体をなす国有地の一部以外の区域
		大字倭字茶屋ノ脇三三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三八の二、三三九と一体をなす国有地の一部
		大字倭字中原三六七、三六八、三七一の三から三七一の五までと一体をなす国有地
	大字倭字堂ノ脇	大字倭字堂ノ脇のうち三三八の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに三三八の二、三三九と一体をなす国有地の一部以外の区域
	大字倭字中原	大字倭字中原のうち三六七、三六八、三七一の三から三七一の五までと一体をなす国有地以外の区域
	大字倭字竹ノ下	大字倭字中原のうち三六七、三六八、三七一の三から三七一の五までと一体をなす国有地以外の区域
	大字倭字竹ノ下の全域	大字倭字中原のうち三六七、三六八、三七一の三から三七一の五までと一体をなす国有地以外の区域
	大字倭字才ノ木西	大字倭字才ノ木西四二三の一部、四二六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二六の七、四二六の八と一体をなす国有地
	大字倭字才ノ木西	大字倭字才ノ木西四二三の一部、四二六の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二六の七、四二六の八と一体をなす国有地

		大字倭字筆清田	大字倭字筆清田四三四の二と一体をなす国有地の一部
	区域	大字倭字筆清田のうち四三四の三と一体をなす国有地の一部以外の区域	
大字法勝寺字上	大字法勝寺字上田下モ山	大字法勝寺字上田下モ山のうち八七六の一の一部以外の区域	
田下モ山			

大字今吉	<p>〇の二、五一の二、六三の一八、六三の一九、六三の一七、六三の二八、六五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>大字今吉のうち一の一から一の四まで、三の一から三の四まで、四の一、四の一、五の二から五の六まで、六の一、七、一〇、一一の一、一二の一から一二の三まで、一三、一四の一から一四の三まで、一五、一九、二〇の一から二〇の三まで、二一の一から二二の七まで、二三の一から二三の五まで、二四の一、二四の二、二五、二七の一から二七の三まで、二八の一、二八の三から二八の五まで、三〇の三、三一、三六の一から三六の一五まで、三六の一七、四二の四、五〇の一、五一の二、六三の一八、六三の一九、六三の二七、六三の二八、六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
------	--

鳥取県告示第百四十一号

鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）の規定に基づき、鳥取県人口動態特別調査を次の要綱により平成八年四月一日から行うので、同条例第二条の規定により告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県人口動態特別調査要綱

一 調査の目的

この調査は、鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき、県内の各市町村における人口移動の理由等を把握し、もって県の人口施策、産業施策等の各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

二 調査の対象

この調査は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第八条の規定により、住民票の記載又は消除（転入又は転出によるものに限る）が行われる者を対象とする。

三 調査の期間

この調査は、毎月、その月の一日から末日までの期間を対象として行う。

四 調査の方法

この調査は、知事が市町村長に委託して行うものとし、知事が別に定める調査票に調査の対象者が記入し、市町村長が回収する方法により行う。

五 調査事項

この調査は、次に掲げる事項について実施する。

- 1 転入前・転出先住所地
- 2 県内居住期間が十年以上ある者の有無
- 3 転入・転出理由
- 4 就業予定の職業

5 年齢階層別男女別人数

六 調査票の提出期限

市町村長は、毎月一日から末日までの期間に回収した調査票を取りまとめ、翌月の十日までに知事に提出するものとする。

七 調査結果の公表

知事は、各市町村長から提出された調査票の集計を行い、月ごと及び年ごとの集計結果を取りまとめ、公表する。

鳥取県告示第百四十二号

ブルセラ病検査、結核病検査、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、腐蛆病検査及びマイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

家畜のブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、ひな白痢、腐蛆病及びマイコプラズマ病の発生を予防するため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査

(一) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後九十日を経過したもの（鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯

町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町又は溝口町の区域において飼育しているものに限る。)
(二) 排乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの (倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤崎町、名和町、中山町、日南町、日野町又は江府町の区域において飼育しているものに限る。)
(三) 家畜伝染病予防法第五条第一項本文の証明書を要する牛
(四) (一)から(三)までに掲げる牛以外の牛で平成八年四月一日以降に放牧しようとするもの
2 結核病検査
1 に掲げる牛
(一) 平成八年四月一日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
3 馬伝染性貧血検査
馬
4 ニューカッスル病検査
5 ひな白痢検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
6 腐蛆病検査
ひな白痢急速凝集反応
7 マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第百四十三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第三十二条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 ブルセラ病検査	ブルセラ急速凝集反応
2 結核病検査	ツベルクリン検査皮内反応
3 馬伝染性貧血検査	寒天ゲル内沈降反応
4 ニューカッスル病検査	臨床検査及びH-I 抗体検査
5 ひな白痢検査	ひな白痢急速凝集反応
6 腐蛆病検査	肉眼的検査及び細菌学的検査
7 マイコプラズマ病検査	臨床検査及び急速凝集反応
一 實施の目的	牛のブルセラ病及び結核病の発生を予防するため
二 實施する区域	県下全域
三 實施の対象となる牛の種類及び範囲	種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育
四 実施の期日	平成八年四月一日から平成九年三月三十一日まで
五 検査の方法	

している牛で、生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成八年四月一日から平成九年三月三十日まで

五 検査の方法

- 1 ブルセラ病検査
- 2 ブルセラ急速凝集反応
- 3 核病検査
- 4 ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十四条第三項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業に係る倭地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法

第五十四条第三項の規定に基づき、日吉津村が行う土地改良事業に係る今吉地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百四十六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年七月十八日 鳥取県指令鳥土維第千百八十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市叶字八反田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市叶字八反田

いなば商事株式会社
取締役社長 安住 康雄

鳥取県告示第百四十七号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成四年十二月二十八日 鳥取県指令受都計三一一第十四号

二 工区に含まれる地域の名称

鳥取市桂見字雲雀谷、字山ノ鼻、字下地谷二、字下地谷及び字西谷

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県草津市野路町四七一-一二

有限会社 草津丸三住宅

代表取締役 国増 三治

鳥取県告示第百四十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次とおり告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

三・二・三号南駅口富安線

三 事業施行期間

昭和五十四年十二月二十五日から平成九年三月三十一日まで
 （変更前 昭和五十四年十二月二十五日から平成八年三月三十一日まで）

四 事業地

- 1 収用の部分 変更なし
- 2 使用の部分 なし

鳥取県告示第百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十六条の三第二項の規定に基づき建築協定を認可したので、同条第三項において準用する同法第七十三条第二項の規定によ

り次のとおり告示する。

平成八年三月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 認可番号及び認可年月日

建四十六第一号 平成八年三月五日

二 建築協定の名称

鮎ヶ丘ニュータウン建築協定

三 協定区域の地名及び地番

八頭郡河原町大字長瀬字津登出九九から一〇三まで、一〇四一、一〇五一、一〇六一、一〇七一、一〇七三、一〇八一、一〇九一、一一〇一、一一〇三、一一〇四、一一〇一八、一一一一、一一一三、一一一四、一一二二、一一三一から一一三三まで、一二四一から一二四三まで、一二四五、一二五一、一一五三、一一五三、一一五四及び一二六一、字島台一一七一二、一一八、一一九一、一二二二、一二二三及び一二四一、字境一二七一、一二八一、一二九一、一二三〇、一二三一、一二三二及び一二三三から一三六まで、字土居ノ内一二四一、一二四二、一二四三、一二四四、一二四五から一四八まで、一四九一、一五〇、一五〇一、一五一、一五二及び一五三一、字町屋敷二七一及び一八並びに字土稗九三一、九四一三、九五一、九六一及び九六二一

四 建築協定区域の面積

四二、〇二九平方メートル

五 申請者の住所及び氏名

鳥取市東町二丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西 尾 邑 次

平成8年3月12日 火曜日 鳥取県公報

鳥取県公安委員会告示第九号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

申 請 者	氏名又は名称	株式会社 尚球社			
住 所	三重県松阪市中万町鐘突2185-2				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
回胴式遊技機	規則第6条第2号該当機	ニューラッキー チャンス	株式会社 尚球社	540381	平成8年3月12日から3年間

氏名又は名称	有限会社 銀座				
申請者	愛知県名古屋市東区大幸一丁目10-15				
住 所	法人にあってはその代表者				
遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	製造業者名	検定番号	有効期間
ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号 イ該当機	トウウェイSS	有限会社銀座	500191	平成8年3月12日から3年間
〃	スコールSS	〃	500278	〃	〃

公告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により獵銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成8年3月12日

馬收宗公安安貞云安貞良上

- # 1 講習の種別及び受講料収支表

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による獣銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとする者（(2)のイに掲げ

る者を除く。) を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定する者

2 開催の日時及び場所

種別／区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成8年4月5日 午前10時00分から 午後4時30分まで	米子市瓶町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成8年4月16日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市瓶町1丁目151 鳥取県米子警察署会議室	倉吉、八橋、米子、境港、溝口及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
平成8年4月25日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁県議会棟2階 第2執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者	

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猶銃及び空氣銃の所持に関する法令

イ 猶銃及び空氣銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習	5,700円
イ 経験者講習	2,200円

(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

7 携行品
筆記用具及び印鑑

入札公告

一般競争入札を行うので、鳥取県病院局財務規程(平成7年3月鳥取県病院局管理規程第12号。以下「規程」という。)第70条の規定により例によることとされる鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年12月鳥取県規則第106号。以下「特別規則」という。)第7条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成8年3月12日

鳥取県営病院事業管理者 岩 宮 緑

日曜火曜日 12月3年8月平成

鳥取県公報

1 調達内容	3 契約担当部局 鳥取県立中央病院事務部管財課
(1) 購入等件名及び数量 生化学検査自動化システム 1式	4 入札書の提出場所等 (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒680 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院事務部管財課用度係 電話 0857-26-2271 (内線2211)
(2) 調達件名の条件等 入札説明書による。	(2) 入札説明書の交付方法 この公告の日から(1)の交付場所で交付する。
(3) 納入期限 平成8年8月26日(月)	(3) 郵便による入札 可とする。ただし、書留親展に限る。
(4) 納入場所 鳥取市江津730 鳥取県立中央病院中央検査室	(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成8年4月26日(金)午後1時30分 (ただし、郵送による入札書の受領期限は、4月26日(金)正午までとする。 鳥取県立中央病院第5会議室 (2階)
2 競争参加資格	5 入札者に要求される事項 (1) 入札書は、件名及び入札若名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して、提出しなければならない。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。	(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、入札書の提出場所に平成8年4月22日(月)午後5時までに提出しなければならない。
(2) 政令第167条の5の規定に基づき鳥取県知事が定める物品の売買等に係る特例規則第4条の競争入札参加資格を有する者であること。	(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならぬ。
(3) (2)の資格区分が医療機器のA等級に格付けされている者であること。	(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項に基づく医療用具の販売業の届出を行っている者であること。
(4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項に基づく医療用具の販売業の届出を行っている者であること。	(5) この公告に示した物品を鳥取県営病院事業管理者が指定する日時、場所に十分納入することができる者であること。
(5) この公告に示した物品を鳥取県営病院事業管理者が指定する日時、場所に十分納入することができる者であること。	(6) 平成8年3月12日(火)から同年4月26日(金)までの間のいずれの日においても、競争入札参加資格の停止措置を受けていない者であること。
6 入札保証金及び契約保証金 免除	7 その他 (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

鳥取公県取報

(2) 入札の無効

- 2 の競争参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札並びに規程、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 落札者の決定方法
- この公告に示した物品を納入できると鳥取県営病院事業管理者が判断した入札者であって、規程第70条の規定により例によることとされる会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約締結の制限
- この公告に示した物品に係る予算が成立しなかったときは、契約を締結しない。
- (7) その他
- 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Clinical Laboratory Integration System, 1 set
- (2) Time-limit for the submission of documents for the qualification confirmation: 5:00 PM 22, April, 1996
- (3) Time-limit for the submission of tenders: 1:30 PM 26, April, 1996 (tenders submitted by mail 0:00 PM 26, April, 1996)
- (4) Place of contact for the notice: Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuo Hospital 730 Edu Tottori-shi 680 Japan
TEL 0857-26-2271 ex. 2211

雑報

報

鳥取県環境影響評価実施要綱（平成3年11月鳥取県告示第806号）第4条第1項の規定に基づき、環境影響評価準備書を作成したので、同要綱第6条の規定により次のとおり公告し、当該準備書を縦覧に供する。

平成8年3月12日

大阪府枚方市岡東町173-1
京阪電気鉄道株式会社

代表取締役 金 馬 昭 郎

1 縦覧に供する環境影響評価準備書に係る対象事業

- (1) 名 称 大山スイス村計画（松尾池ゾーン）
(2) 種類及び規模 ゴルフ場新設工事（18ホール）
開発面積 156.6ha

(3) 実施しようとする区域

西伯郡大山町妻木、長田及び富岡地内
西伯郡淀江町大字福岡地内

(4) 関係地域

西伯郡大山町長田、莊田、妻木、富岡、安原、稻光、上萬、保田及び平田地区
西伯郡淀江町大字今津、大字淀江（1区～8区）及び大字福岡（北尾、上淀）地区

区

2 縦覧の場所並びに期間及び時間

- (1) 場所
米子市西福原八丁目17-34 京阪電気鉄道(株)米子事務所
鳥取市東町一丁目271 鳥取県生活環境部環境政策課

平成8年3月12日 火曜日

報 公 县 取 鳥

西伯郡大山町国信550-1 大山町企画課
西伯郡淀江町大字西原1129-1 淀江町企画調整課

(2) 期間及び時間

平成8年3月12日(火)から同年4月11日(木)までの日(土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に關する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

3 意見書の提出期間等

関係地域内に住所を有する者で、環境影響評価準備書の内容について環境の保全等の見地から意見のあるものは、次に定めるところにより意見書を提出することができる。

(1) 提出期間

平成8年3月12日(火)から同年4月25日(木)まで

(2) 提出先

〒540 大阪市中央区城見一丁目2-27
京阪電気鉄道株式会社
大山開発準備室

(3) 記載事項等

様式は自由とするが、①氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、②対象事業の名称並びに③環境の保全等に関する意見を簡潔に記載すること。

鳥取県公報の定期購読の申込みについて

平成8年度（平成8年4月から平成9年3月まで）において鳥取県公報の購読（年間を通じての定期購読を原則とします。）を希望される方は、下記の鳥取県公報購読申込書により平成8年3月21日までに鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部総務課へ申込みをしてください。

なお、購読料金（1部月額 2,000円。年額 24,000円）については、後日送付する納入通知書により納入してください。

照会先 鳥取県総務部総務課 電話0857-26-7023、7024

鳥取県公報購読申込書

次のとおり鳥取県公報を購読したいので、申し込みます。

平成 年 月 日

郵便番号 □□□ - □□

申込者 住 所
氏 名

印

（団体にあっては、名称）
及び代表者の氏名

電話番号

購 読 部 数	
購 読 料 金	
送 付 先	